



みらいエコ住宅

2026事業

みらいエコ住宅2026 対象条件チャート

※補助対象者・事業者・期間等の必要条件是別途満たす必要があります。
※このチャートはあくまで参考になります。詳細についてはスタッフまでご相談ください。

お住まいが平成28年以前に新築された

NO

平成11年基準を満たさない住宅であることを証明できる

NO

対象外

YES

住宅省エネ2026キャンペーンの対象です!

YES

お住まいが平成3年以前に新築された

YES

より省エネ性能を高めるために

高効率エアコンか高効率給湯器を替えたい(検討したい)

NO

YES

義務基準

100万円/戸

NO

次世代省エネ基準

50万円/戸

YES

義務基準

80万円/戸

NO

次世代省エネ基準

40万円/戸

補助上限額

トリガールームを設定

トリガールームとは…当該住宅における居室のうち、いずれか1つの居室※
※居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために、継続的に使用する室をいいます。
具体的には居間(リビング)、寝室、子供部屋、台所(キッチン)、書斎等を指します。
※トリガールームの詳細については公式HPを参照ください。

トリガールームの開口部断熱※1 / 躯体断熱工事を実施する

下記の①～④の組み合わせの中から選択

	開口部(窓)断熱性能		躯体断熱(改修部位数)※2
①	P(1.1以下)	高	不要
②	S(1.5以下)	+	1部位
③	A(1.9以下)	+	2部位
④	B or C(2.3or2.9以下)	低	3部位

特定エコ設備※3

- 高効率エアコン
- 高効率給湯器

下記の①～④の組み合わせの中から選択

	開口部(窓)断熱性能		躯体断熱(改修部位数)※2
①	P(1.1以下)	高	不要
②	S(1.5以下)	+	不要
③	A(1.9以下)	+	1部位
④	B or C(2.3or2.9以下)	低	2部位

特定エコ設備※3

- 高効率エアコン
- 高効率給湯器

要件化工事(必須工事)

補助対象工事の実施※4

- 開口部の断熱改修
- エコ住宅設備
- 空気清浄機能付き・換気機能付きエアコンの設置
- 躯体の断熱改修
- 子育て対応改修
- リフォーム瑕疵保険等への加入
- 特定エコ設備の設置
- 防災性向上改修
- バリアフリー改修

補助額の算出

※1: トリガールームの開口部断熱については、その居室すべての開口部(0.2㎡以下を除く)を改修することとし、最も低い性能区分を適用します。
 ※2: トリガールームの当該部位に接する住戸や住室がある場合は「躯体断熱が行われている」とみなされます。
 ※3: 特定エコ設備については、トリガールームでの工事である必要はありません。 ※4: 補助対象工事はその部屋でも対象です。(同一物件内)